

# 国土強靱化地域計画の基本的事項

- 1 国土強靱化の理念と基本目標
- 2 国土強靱化基本法における位置づけ（国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画との関係）
- 3 地域防災計画との関係
- 4 国土強靱化地域計画の策定ステップ
- 5 小金井市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

# 1 国土強靱化の理念と基本目標

- 大災害の都度、長期間かけて復旧・復興を図るという「事後対応」の繰り返しを避け、**平時から大規模自然災害に対する備え**を行うことが重要。
- 最悪の事態**を念頭に置き、**国土政策・産業政策も含めた総合的な対応**を「**国家百年の大計**」として行っていく必要。



## 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）とは

いかなる自然災害が発生しようとも、

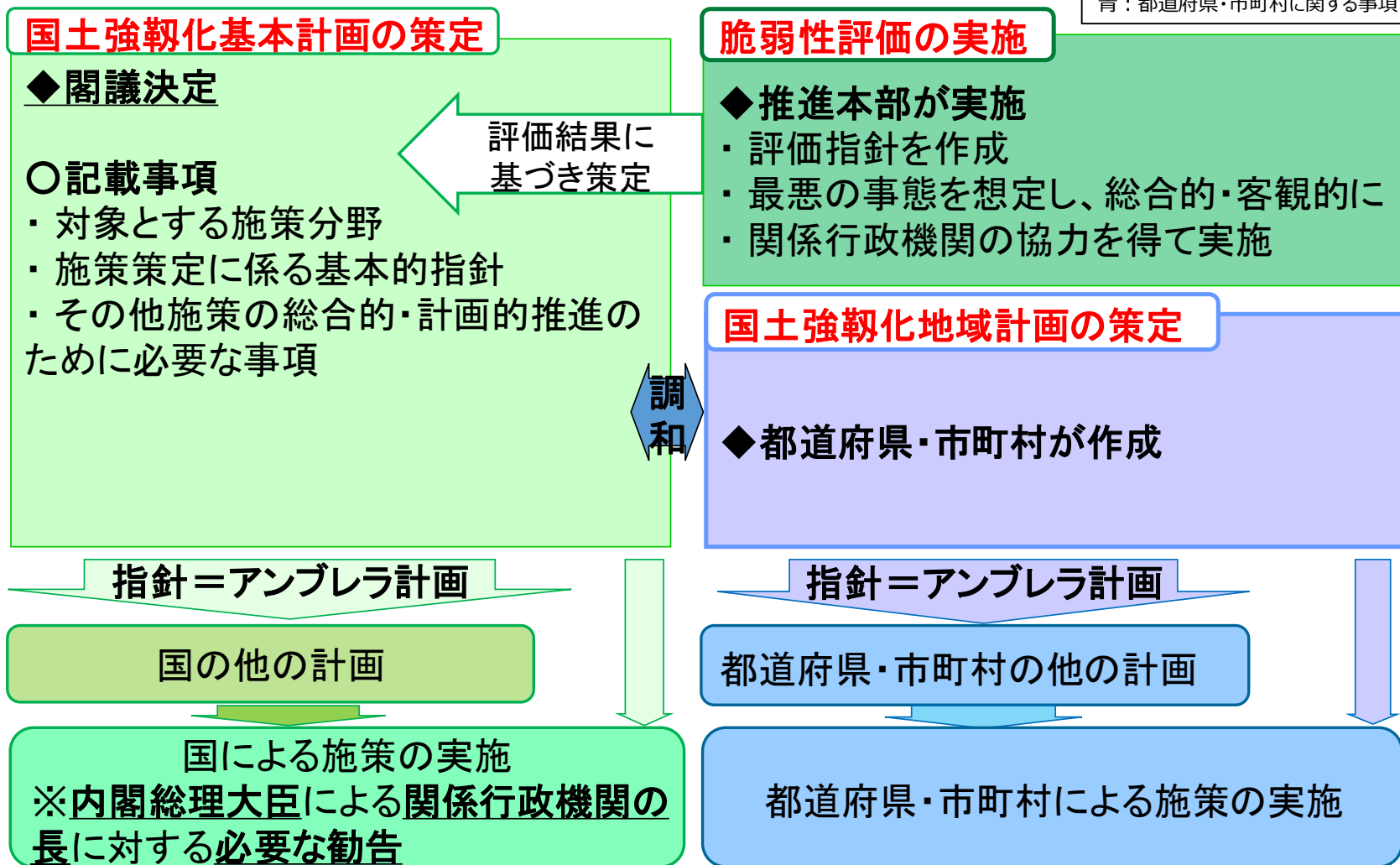
- ①**人命の保護が最大限図られること**
- ②**国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること**
- ③**国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化**
- ④**迅速な復旧・復興**

を基本目標として、**「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること**

## 2 国土強靱化基本法における位置づけ (国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画との関係)

- 国は、脆弱性評価を実施し、国土強靱化基本計画を策定する。
- 市町村は、国土強靱化基本計画と調和を図る形で、国土強靱化地域計画を作成できる。
- 国土強靱化地域計画は、市町村のその他の計画等の指針となる。

緑：国に関する事項  
青：都道府県・市町村に関する事項



## （国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における**国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画**（以下「**国土強靱化地域計画**」という。）を、**国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。**

## （国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

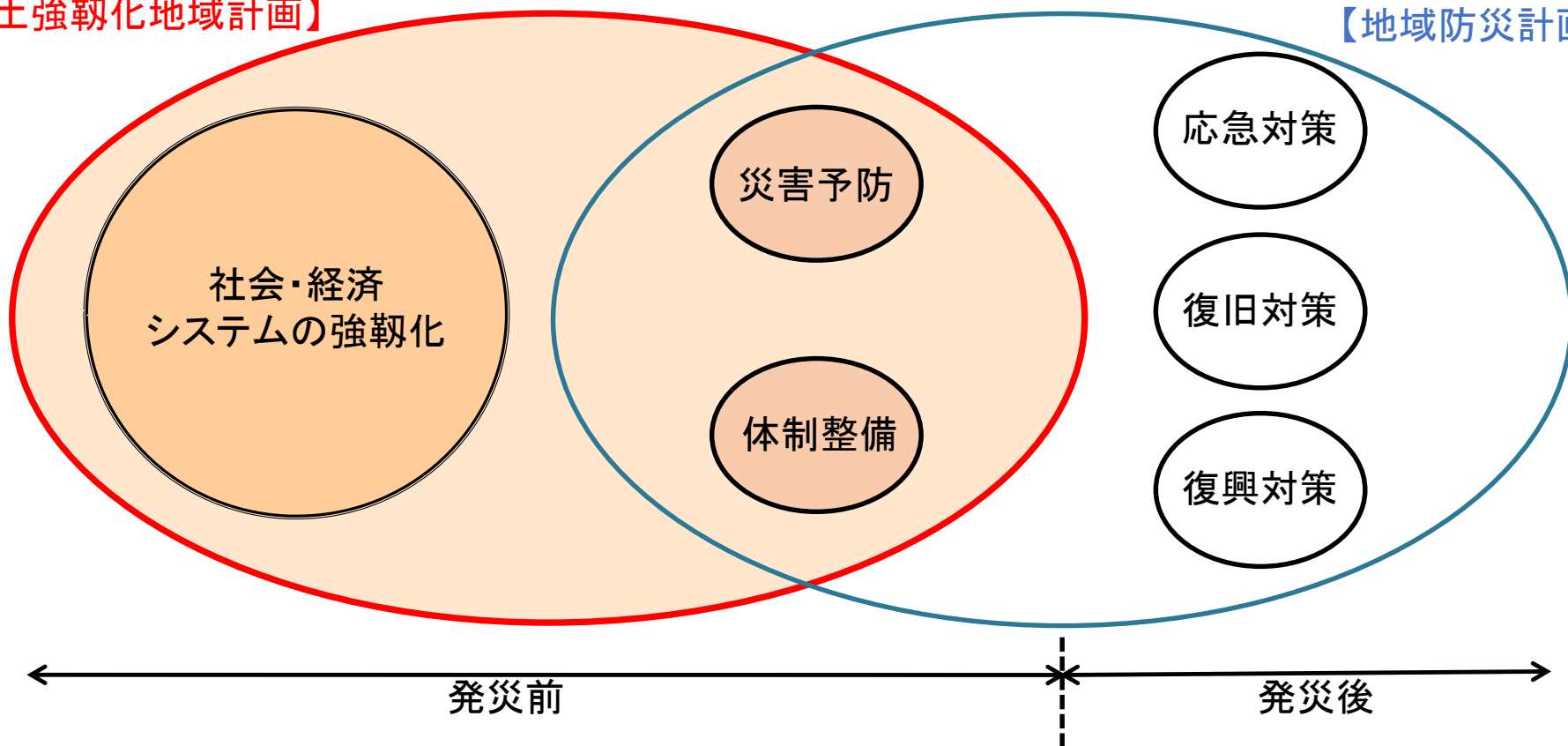
第十四条 **国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。**

### 3 地域防災計画との関係

区分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
計画の性質	強靱なまちづくりのための指針を示す計画（平時における施策を位置付ける）	主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組など、総合的な防災対策を取りまとめた計画
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般に対して計画を検討	災害の種類ごとに計画を検討
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—

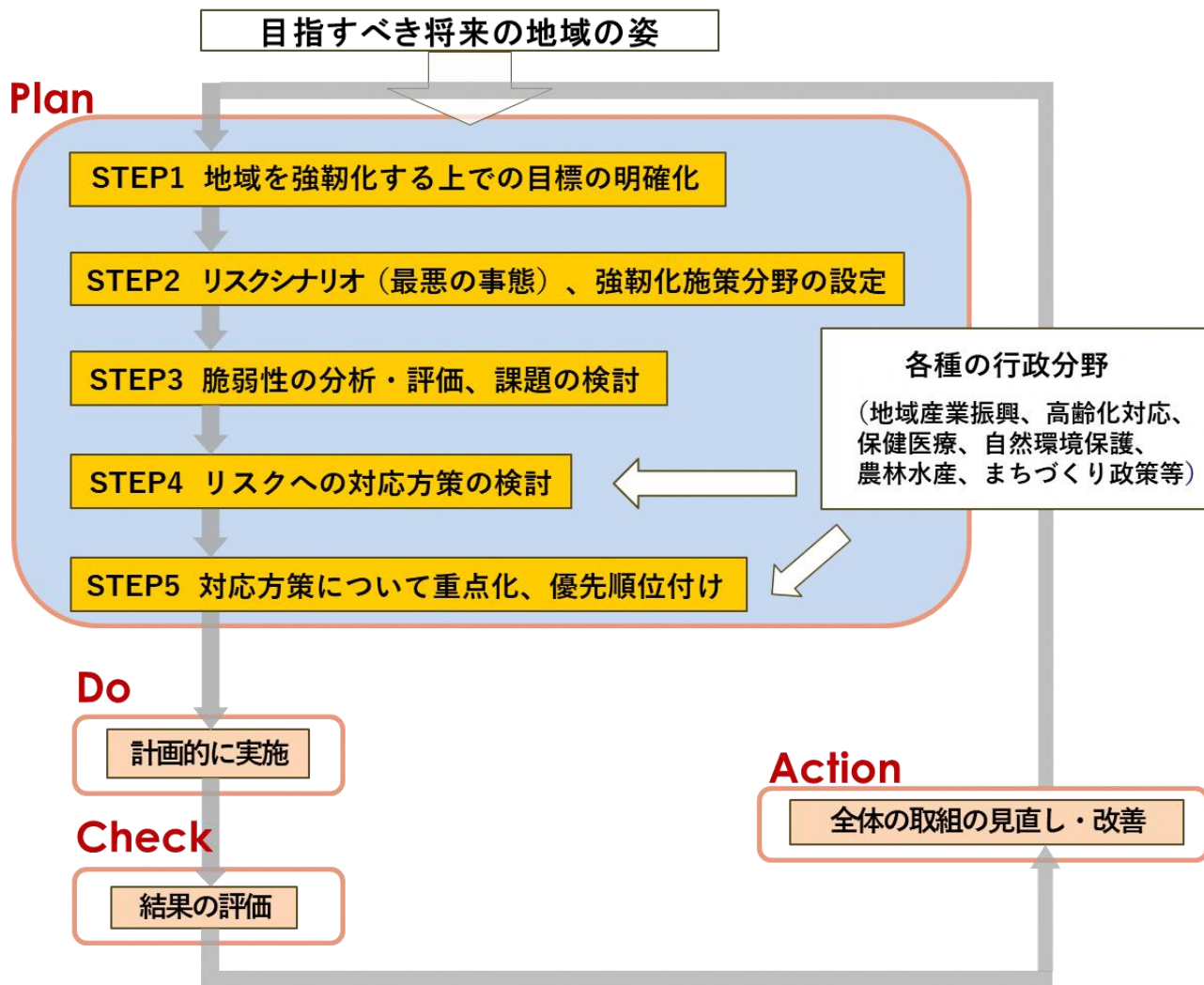
#### 【国土強靱化地域計画】

#### 【地域防災計画】



## 4 国土強靱化地域計画の策定ステップ(ガイドライン 策定・改訂編)

- ガイドラインでは、地域計画は、5つのステップで策定することとされています。
- ステップ1、2を事務局にて実施し、計画骨子(案)(資料5-3)としてとりまとめました。



# 参考: リスクシナリオとは

## 国の国土強靱化基本計画におけるリスクシナリオ(45の起きてはならない最悪の事態)

- 下表のような起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を設定(ステップ2)し、これを回避するための施策の方向性を検討することが国土強靱化の特徴です。

事前に備えるべき目標(カテゴリー)	
起きてはならない最悪の事態	
1.	直接死を最大限防ぐ。
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2.	救助・救急・医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3.	必要不可欠な行政機能は確保する。
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4.	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5.	経済活動を機能不全に陥らせない。
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

事前に備えるべき目標(カテゴリー)	
起きてはならない最悪の事態	
5	5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
	5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	5-8 食料等の安定供給の停滞
	5-9 異常温水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6.	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7.	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃
8.	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。
	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響



# 5 小金井市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

## (1) 基本目標等の設定 ※「STEP1 地域を強靱化する上での目標の明確化」に関する事項

■ 国の目標と同様の内容を本市の目標として設定します(国・都の計画との調和を保つ)。

(都の地域計画も国の基本計画に概ね沿っているが、都の策定時点が国の最新の時点より古く、若干の違いはある。)

	国 (平成30年12月改定)	東京都 (平成28年1月改定)	小金井市
基本目標 ※東京都は「総合目標」	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人命の保護が最大限図られること</li> <li>②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</li> <li>③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</li> <li>④迅速な復旧復興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人命の保護</li> <li>②首都機能の維持</li> <li>③公共施設等の被害の最小化</li> <li>④迅速な復旧・復興</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①人命の保護が最大限図られること</li> <li>②市及び社会の重要機能が致命的な障害を受けず維持されること</li> <li>③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</li> <li>④迅速な復旧復興</li> </ul>
事前に備えるべき目標 ※東京都は「基本目標」	<ul style="list-style-type: none"> <li>①直接死を最大限防ぐ</li> <li>②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</li> <li>③必要不可欠な行政機能は確保する</li> <li>④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</li> <li>⑤経済活動を機能不全に陥らせない</li> <li>⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</li> <li>⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</li> <li>⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</li> <li>②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)</li> <li>③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</li> <li>④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</li> <li>⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせない</li> <li>⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</li> <li>⑦制御不能な二次災害を発生させない</li> <li>⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①直接死を最大限防ぐ</li> <li>②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</li> <li>③必要不可欠な行政機能は確保する</li> <li>④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</li> <li>⑤経済活動を機能不全に陥らせない</li> <li>⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</li> <li>⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</li> <li>⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</li> </ul>

# 5 小金井市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

## (2) 施策分野、リスクシナリオ等の設定 ※「STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)、個別施策分野の設定」に関する事項

- 想定するリスクは、国・都と同様、自然災害とします。
- 強靱化関連施策を抽出・整理するための施策分野は市の総合計画や、国の基本計画に対応する形で設定します。
- リスクシナリオは、国の45のリスクシナリオを基本とするが、小金井市において馴染まないシナリオは除外します。

	国 (平成30年12月改定)	東京都 (平成28年1月改定)	小金井市
想定するリスク	<p>国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震、首都直下地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること、大規模自然災害は一度発生すれば、国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画においては、<b>当面大規模自然災害を想定した評価を実施した。</b></p>	<p>東京都の強靱化に当たり想定するリスクは、自然災害のみならず、大規模事故やテロリズム事件など、幅広い事象が考えられますが、国の国土強靱化基本計画が大規模自然災害のみを対象としていることや、近年、数多く発生している自然災害の脅威への対策が都として取り組むべき課題であることから、<b>東京都国土強靱化地域計画で想定するリスクは大規模自然災害を対象とします。</b>その具体的なリスクを以下に提示します。</p>	<p>本計画では、大規模自然災害に備えるという基本法及び基本計画の趣旨を踏まえ、大規模自然災害を想定する。 具体的には以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震</li> <li>2 風水害</li> <li>3 土砂災害</li> <li>4 火山災害(富士山噴火に伴う降灰予防対策)</li> <li>5 複合災害(「感染症+自然災害」を含む)</li> </ol>
施策分野	<p><b>【個別施策分野】</b></p> <p>①行政機能／警察・消防等／防災教育等 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④エネルギー ⑤金融 ⑥情報通信 ⑦産業構造 ⑧交通・物流 ⑨農林水産 ⑩国土保全 ⑪環境 ⑫土地利用(国土利用)</p> <p><b>【横断的分野】</b></p> <p>①リスクコミュニケーション ②人材育成 ③官民連携 ④老朽化対策 ⑤研究開発</p>	<p>①行政機能(警察・消防等) ②健康・医療・福祉 ③情報通信 ④経済・産業 ⑤教育・文化 ⑥環境 ⑦まちづくり</p>	<p><b>【個別施策分野】</b></p> <p>①環境と都市基盤 ②地域と経済 ③子どもと教育 ④文化と生涯学習 ⑤福祉と健康 ⑥行政運営</p> <p><b>【横断的分野】</b></p> <p>①リスクコミュニケーション ②人材育成 ③官民連携 ④老朽化対策 ⑤研究開発</p>
起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	45のリスクシナリオを設定	45のリスクシナリオを設定 ※国の見直し前のリスクシナリオに基づき作成	※国の45のリスクシナリオを基本とし、小金井市の実態にあったシナリオに修正(事務局で整理)